

1 福島県保育士修学資金特別貸付の概要

【特別貸付の概要】

福島県保育士修学資金特別貸付（以下「特別貸付」という。）は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により指定保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、指定保育士養成施設入学前に修学資金の一部を貸し付けるものです。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者 ※通信制は除きます。

福島県内に住民登録をしている方で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校（以下「養成施設」という。）に進学し、卒業後、県内の別表に定める施設等において保育士として児童の保護等の業務（以下「保育業務」という。）に従事しようとする方であって、次のすべてに該当する方。なお、他県より県内の養成施設に入学し、卒業後、県内において保育業務に従事しようとする方も含みます。

- ①学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない方（日本学生支援機構からの資金を除く。）
- ②貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ③在学する学校長の推薦を受け、県内の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。
- ④合格後、県社協会長が別に定める日までに入学手続きを完了する見込みの方。
- ⑤養成施設入学後に、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 号第 3 号に定める「保育士修学資金貸付等事業実施要綱」の「保育士修学資金貸付」（以下、「現行貸付」という。）の貸付を受け、第 1 回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による貸付金を速やかに返還することを確約する方。

(3) 貸付対象者の推薦

特別貸付を申請する方は、在学する学校の長の推薦を要します。

(4) 募集人員 10名（予定）

(5) 貸付額（下記の金額を上限として貸付けます。）

- ①学費相当分 300,000 円以内（月額 50,000 円以内×6 カ月）
- ②入学準備金 200,000 円以内

(6) 資金の交付

貸付契約後、指定の口座へ振り込みます。

(7) 貸付利子

- ①貸付利子は、無利子です。
- ②返還（返済）が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年 5 パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(8) 連帯保証人

連帯保証人が必要となります。貸付を希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。ただし、特別貸付の返還が求められた際に債務を負担できる方が必要です。

連帯保証人は、貸付を受けた方が特別の返還を求められ、特別貸付の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

2 申請手続き等

特別貸付を希望する場合は、以下により、在学する学校の長を經由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

(1) 提出書類

生活保護受給世帯に属する方が申請する場合は、下記①～⑧の書類を提出してください。また、市町村民税非課税世帯に属する方が申請する場合は、下記①～⑤の書類を提出してください。

- ①保育士修学資金特別貸付申請書（様式1）
- ②住民票の抄本
- ③申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類（課税（所得）証明書）。
- ④進学する養成施設の推薦入学合格証の写し。
- ⑤在学する学校からの学業に関する調査書、または内申書
- ⑥福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑦借入申込に関する福祉事務所長の意見書（様式3）
- ⑧福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類

(2) 連帯保証人を1人立てること。

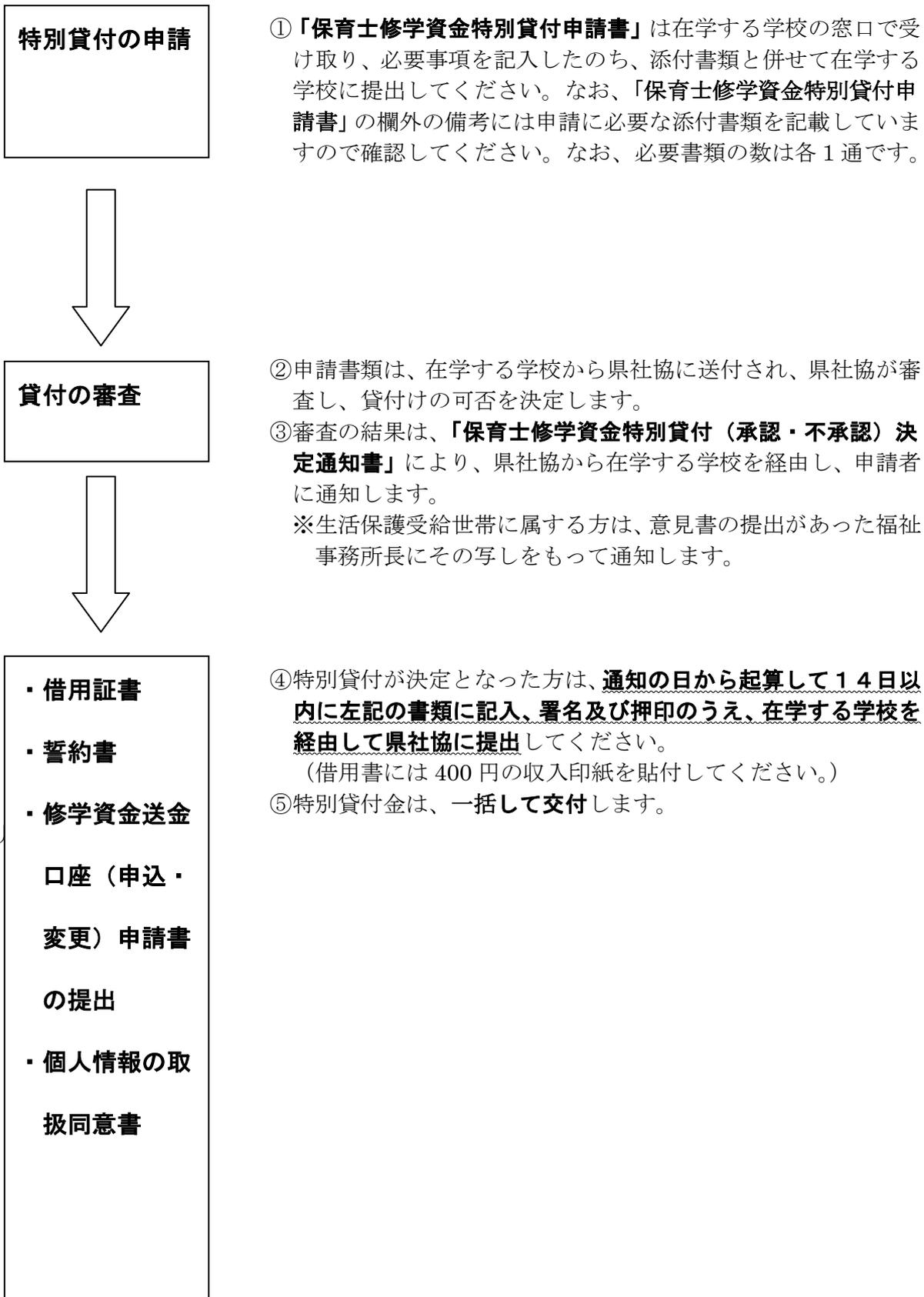
- (3) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合は、特別貸付を受けられません。（日本学生支援機構からの借入れを除く）

- (4) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、特別貸付を受ける者の選考を行い、その結果を推薦のあった学校をとおして申請者に通知します。（審査内容は開示しません。）

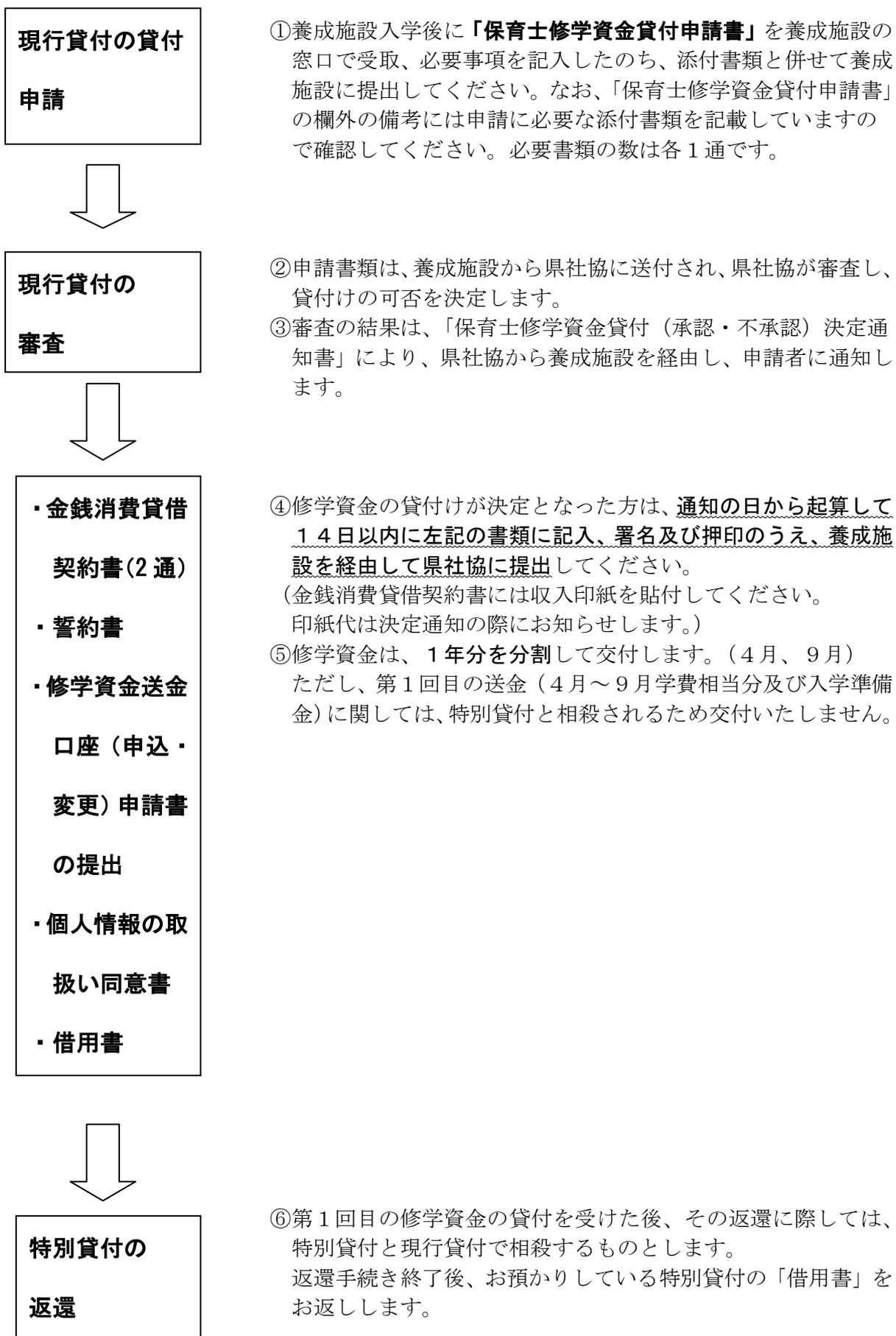
なお、生活保護受給世帯の属する方からの申請にあつては、意見書の提出があつた福祉事務所長にその写しをもって通知します。

3 申込み・貸付決定時の手続き

(1) 特別貸付の申込み



(2) 養成施設の入学後の手続き



<別表>

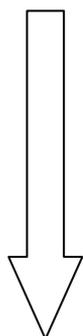
福島県保育士修学資金の対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助正規の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」

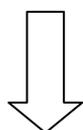
(3) 特別貸付の返還の場合

特別貸付の貸付を辞退したとき、または虚偽その他不正な方法により特別貸付の貸付を受けたことが明らかになったなどの場合には、貸付けた特別貸付を全額返還していただくことになり、次の手続きを行っていただきます。

返還届の提出



貸付金の返還



借用証書の
返還

- ① 特別貸付の貸付けを受けた者（以下「借受人」といいます。）は返還となる事由が発生した日から14日以内に「**保育士修学資金特別貸付返還届**」を県社協に直接、提出してください。その後、県社協から「**保育士修学資金特別貸付返還通知書**」及び「**預金口座振替依頼書**」を送付し、返還方法について通知します。上記通知が届き次第「**預金口座振替依頼書**」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。なお、貸付金は一括返還となります。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

- ② 「**保育士修学資金特別貸付返還通知書**」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。
- ③ 返還金は、「**預金口座振替依頼書**」により指定のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。
- ④ **納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年5%の延滞利子を加算**します。

- ⑤ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「**借用証書**」をお返しします。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ① 借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「**保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書**」、連帯保証人の場合は「**保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書**」により、直ちに県社協に提出してください。

4 手続きに必要な提出書類

【養成施設入学前】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	保育士修学資金特別貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は保育士修学資金特別貸付申請結果通知書を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する学校を経由して県社協に提出してください。 ※「福祉事務所長意見書」は、生活保護受給世帯に属する方のみです。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市区町村指定のもの	
	特別貸付推薦書	様式 2	
	※福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	誓約書	様式 5	
	保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書	様式 6	
	個人情報取扱同意書 （借受人及び連帯保証人）	様式 7	
	特別貸付借用証書	様式 8	

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書	様式 9	
	保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 10	
休学・停学・復学したとき	保育士修学資金特別貸付現況届（休学・停学・退学・復学等）	様式 11	
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	保育士修学資金特別貸付現況届（休学・停学・退学・復学等）	様式 11	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、指定のあった金融機関から自動引落により返還していただきます。
	保育士修学資金特別貸付返還届	様式 12	
死亡したとき	保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書	様式 9	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	保育士修学資金特別貸付返還届	様式 12	

(3) 返還に至った場合、提出するもの ※貸付条件に反した場合

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還する事項に該当した	保育士修学資金特別貸付返還届返還届	様式 12	速やかに提出のこと。
保育士修学資金特別貸付返還 通知書受理後	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付します。

資 料

- (1) 福島県保育士修学資金特別貸付実施要領
- (2) 様式集

(1) 福島県保育士修学資金特別貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により指定保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、指定保育士養成施設入学前に修学資金を貸し付けることにより、県内の保育人材の確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 福島県保育士修学資金特別貸付（以下「特別貸付」という。）は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第3 特別貸付の貸付対象者は、県内に住民登録をしている者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校（以下「養成施設」という。）に進学し、卒業後、県内の別表に定める施設等において保育士として児童の保護等の業務（以下「保育業務」という。）に従事しようとする者であって、次の全てに該当する者とする。なお、他県より県内の養成施設に入学し、卒業後、県内において別表に定める施設等において保育業務に従事しようとする者を含むものとする。

- (1) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）者とする。
 - (2) 貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者。
 - (3) 在学する学校長の推薦を受け、県内の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した者。
 - (4) 合格後、県社協会長が別に定める日までに入学手続きを完了する見込みの者。
 - (5) 養成施設入学後に、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203号第3号に定める「保育士修学資金貸付等事業実施要綱」の「保育士修学資金貸付」（以下、「現行貸付」という。）の貸付を受け、第1回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による貸付金を速やかに返還することを確約する者。
- 2 前項の養成施設は、通信制を除くものとする。

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第4 特別貸付を申請する者（以下「貸付申請者」という。）は、在学する学校の長の推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付額)

第5 特別貸付の貸付額は、学費相当分300,000円以内とする。ただし、貸付時に入学準備金として200,000円以内を加算することができるものとする。

(貸付方法及び利子)

第6 特別貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。
2 特別貸付の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく特別貸付を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第7 貸付申請者は、次の書類を在学する学校の長に提出するものとし、学校の長は、別に定める期日までに特別貸付推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育士修学資金特別貸付申請書（様式1）
- (2) 住民票の抄本
- (3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類
- (4) 進学する養成施設の推薦入学合格証の写し
- (5) 在学する学校からの学業に関する調査書、または内申書
- (6) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- (7) 借入申込に関する福祉事務所長の意見書（様式3）
- (8) 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類

（連帯保証人）

第8 貸付申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた貸付金の返還の債務を負担するものとする。ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して保証できる者を立てるものとする。
- 3 連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、保育士修学資金特別貸付連帯保証人届出事項変更書（様式10）を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（審査及び決定）

第9 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び学校の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を保育士修学資金特別貸付承認・不承認決定通知書（様式4）により、特別貸付の推薦のあった学校をとおして申請者に通知するものとする。なお、第3の第1項（2）による貸付申請者のうち、生活保護世帯については、第7により意見書の提出があった福祉事務所長にその写しをもって通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第10 前第9により特別貸付の決定通知を受けた貸付申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に在学する学校を経由して、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育士修学資金特別貸付借用証書（様式8）（連帯保証人と連署したもの。以下同じ。）
 - (2) 誓約書（様式5）
 - (3) 保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式6）
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式7）
- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、特別貸付の貸付を辞退したものとみなす。

（特別貸付の交付）

第11 県社協会長は、第10により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る特別貸付金を交付するものとする。

- 2 特別貸付金は、保育士修学資金特別貸付送金口座（申込・変更）申請書（様式6）により申出のあった口座に振込により一括送金するものとする。

(貸付契約の解除)

第 12 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 特別貸付の貸付を辞退したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により特別貸付の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他特別貸付の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返 還)

第 13 借受人は、養成施設入学後に、現行貸付を受け、第 1 回目の修学資金の貸付を受けた後、本事業による特別貸付金を速やかに返還するものとする。その返還に際しては、本事業による債権と現行貸付による債務を相殺するものとする。

- 2 借受人が第 12 の規定に該当した場合は、貸付額を一括返還するものとする。
- 3 借受人は、前項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に返還届(様式 12)を県社協会長に提出しなければならない。
- 4 県社協会長は、前項の返還届に基づき、保育士修学資金特別貸付返還通知書(様式 13)により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第 14 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
- 3 前 2 項により計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(届出義務)

第 15 借受人は、貸付金の返還が終わるまでの間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式 9)
- (2) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 10)
- (3) 借受人が在学中の学校を休学、停学、退学、復学したとき。(様式 11)

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は保育士修学資金特別貸付借受人異動事項等届出書(様式 9)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 16 県社協会長は、第 15 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、特別貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。

<別表>

福島県保育士修学資金特別貸付の対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等視援助正規の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」